

本日も議論いただきたい事項

1. 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について

- ・ 大規模地震対策特別措置法に規定する警戒宣言が発せられた場合には、逆選択の防止の観点から地震保険の加入制限を行うことが地震保険に関する法律で定められている。南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）と警戒宣言における情報の確度、法令上の位置付けおよび防災対応における相違や、地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書（平成24年11月）の整理を踏まえ、加入制限の適用範囲を臨時情報に拡大することは慎重に考えるべきか。慎重に考えるべきとしても、臨時情報が発表された場合、何らかの対応がありうるか。
- ・ 臨時情報の発表時には、南海トラフ沿いの想定震源域ですでに地震が発生している場合がある。このような場合に、制度の公正性確保の観点から、例えば、保険の対象となる建物や家財に既に損害が発生していないかについて、民間保険会社において地震保険加入時に丁寧な確認を行うことについてどのように考えるか。その際に留意すべき点はあるか。
- ・ 地震保険の既加入者が多いほど地震発生後の駆込み加入者が減ると考えられるため、臨時情報に関して、その公表後に着目した対応ではなく、平時の加入促進により対応を行うことについて、どのように考えるか。その場合、南海トラフ地震防災対策推進地域や特に付帯率の低い地域の加入に力を入れるなど、地域に着目して加入促進を図ることも考えられるが、加入促進に向けてどのようなことが考えられるか。

（参考1）地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）抄

（警戒宣言が発せられた場合における地震保険契約の締結の停止）

第四条の二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言（以下この条において「警戒宣言」という。）が発せられたときは、同法第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的については、保険会社等は、当該警戒宣言が発せられた時から同法第九条第三項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至った場合にあっては、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定をする日）までの間、政府の再保険契約に係る地震保険契約（政令で定めるものを除く。）を新たに締結することができない。

2 （略）

(参考2) 地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)抜粋

2. 強靱性

(4) 加入制限

(前略)

加入制限の適用範囲の拡大は、消費者にとって明らかな制度後退と受けとめられる懸念がある。地震国日本における安心の拠り所を国民に提供するという制度本来の趣旨からすれば、加入制限の適用範囲は、地震予知にある程度の確度が認められる場合など極めて限定的なものとするべきであり、適用範囲の拡大には慎重に対応すべきである。ただし、制度の強靱性を確保する観点から、リスク増大時の契約急増を回避する方策の意義は認められるので、地震予知の体制も含め、防災に係る制度の整備状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討していく必要がある。

2. 地震保険におけるデジタル化の取組状況について

政府がデジタル社会の実現に向けて取り組む中、迅速な保険金支払いに資するなど顧客の利便性の向上の観点から、標準化・オンライン化を含め地震保険においてもデジタル化の取組みを進めることが重要ではないか。デジタル化の取組みを進めるにあたっては、地震保険の信頼性確保の観点から、不正防止・デジタルデバイド対策を図ることや保険料に与える影響など、何か留意する点はあるか。

(参考3) 経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和2年7月17日閣議決定) 抜粋
第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
(デジタルニューディール)

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

①書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。…また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。…

(以上)